

障がい者の手当て申請

障がいの状態や種類・程度、介護の必要性など条件に合う場合は手当を受けることができます。

※特別児童扶養手当・特別障がい者手当・障がい児福祉手当は平成25年10月分から下記のとおり手当額が改正されました。

手当名	対象者・支給月額	支給制限等
特別児童扶養手当	20歳未満の中等度以上の障がい児を持つ親、養育者 1級・・・月額50,050円 2級・・・月額33,330円	・所得が一定以上ある時 ・児童が施設に入所した時
特別障がい者手当	在宅の20歳以上で、常時特別な介護を要する重度障がい者の方 月額26,080円	・所得が一定以上ある時 ・施設に入所した時 ・病院、診療所に3か月以上入院した時
障がい児福祉手当	在宅の20歳未満で、常時特別な介護を要する重度障がい児の方 月額14,180円	・所得が一定以上ある時 ・児童が施設に入所した時
特定疾患者介護手当	一般特定疾患者医療受給者証、小児慢性疾患特定疾患者医療受診券をお持ちの方 月額3,000円	・なし
重度障がい児支援手当	重度の障がい児の保護者 ・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳A1、A2等 月額3,000円	・所得が一定以上ある時 ・児童が施設に入所した時

本 社会福祉課 ☎ 21 - 2424 都 健康福祉課 ☎ 29 - 1103
 大 健康福祉課 ☎ 45 - 1788 西 健康福祉課 ☎ 92 - 0309
 藤 健康福祉課 ☎ 62 - 0904

○ 贈与税の申告と納税 2
 ・ 還付申告の方は、2月17日(月)以前でも申告書を提出できます。
 ・ 所得税及び復興特別所得の確定申告は、前年の1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算します。

確定申告書の作成はパソコンが便利
 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、国税各税の申告書が作成できます。e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して提



確定申告のお知らせ

申告は正しくお早めに

各税(国税)の申告と納税は次の期間です。(土・日曜日・祝日等を除く)

○ 所得税及び復興特別所得税の確定申告と納税 2月17日(月)～3月17日(月)
 ・ 所得税及び復興特別所得税の確定申告は、前年の1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算します。

○ 個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告と納税 3月31日(月)まで
 ◆ 提出方法 申告相談会のほか、郵送や税務署の時間外收受箱への投函も可。

確定申告書の作成はパソコンが便利
 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、国税各税の申告書が作成できます。e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して提

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税及び復興特別所得税の申告が必要ありません。所得税及び復興特別所得税の還付や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

確定申告は必要ありません。所得税及び復興特別所得税の還付や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

確定申告は必要ありません。所得税及び復興特別所得税の還付や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

確定申告は必要ありません。所得税及び復興特別所得税の還付や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

確定申告は必要ありません。所得税及び復興特別所得税の還付や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

確定申告は必要ありません。所得税及び復興特別所得税の還付や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

確定申告は必要ありません。所得税及び復興特別所得税の還付や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

確定申告は必要ありません。所得税及び復興特別所得税の還付や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

確定申告は必要ありません。所得税及び復興特別所得税の還付や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

確定申告は必要ありません。所得税及び復興特別所得税の還付や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

確定申告は必要ありません。所得税及び復興特別所得税の還付や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

確定申告は必要ありません。所得税及び復興特別所得税の還付や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

平成26年度市民活動推進事業

とちぎ夢ファースト

募集及び説明会開催

市では、共に考え共に築きあげる協働によるまちづくりを進めています。市民の皆さんからの寄付と税金で運営する「市民協働まちづくりファンド」を活用し、主体的・公益的な市民活動を応援する事業です。日ごろの思いやアイデアを生かし、栃木市の夢と未来を創造してみませんか！

◆募集内容

補助の対象となる団体

主に市内で活動を行う3人以上の非営利活動団体(市民活動団体、ボランティアグループ、NPO法人、自治会、PTA、育成会など)

補助の対象となる事業

自らの企画提案によるもので、原則として新たに実施する公益的な事業 ※政治活動、宗教活動又は営利を目的とする事業は対象外

補助の種類・内容

《スタートアップ補助》(Aコース) 新規事業もしくは新規事業を起すための準備又は新規の地域コミュニティ活動	○補助割合 補助対象経費の10/10以内 ○補助限度額 5万円まで ○補助期間 1年
《ステップアップ補助》(Bコース) 既存団体の新規事業又は既存事業の充実もしくはは拡大事業	○補助割合 補助対象経費の3/4以内 ○補助限度額 10万円まで ○補助期間 A～C通算で継続最長5年
《ジャンプアップ補助》(Cコース) 市内の広域的な地域の活性化につながる複数回実施する事業又は複合的に行う事業	○補助割合 補助対象経費の2/3以内 ○補助限度額 30万円まで ○補助期間 A～C通算で継続最長5年
《まちづくりパワーアップ補助》(Dコース) 市全体の活性化につながる事業又は合併前の市町間を超え、相互に交流及び連携を図る事業	○補助割合 補助対象経費の2/3以内 ○補助限度額 50万円まで ○補助期間 継続最長3年

※B・Cコースは、3年目以降、補助割合を2分の1以内とします。

応募方法

12月26日(木)～2月3日(月)(期限厳守)に本 地域まちづくり課、各総合支所地域まちづくり課及びとちぎ市民活動推進センターくららにある応募書類(市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入し、本 地域まちづくり課(入舟町/第2別館1階)、各総合支所地域まちづくり課に直接お持ちください。

審査方法

事業を実施するにあたって、審査を受けていただきます。

- ・一次審査(書類審査)
- ・二次審査(公開プレゼンテーション)

3月16日(日)予定

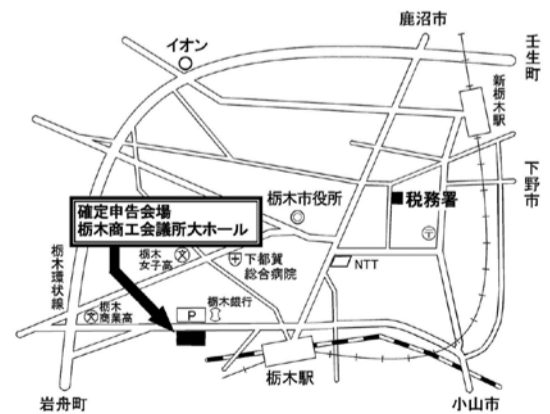
◆平成26年度募集の説明会を開催します

補助事業の概要や提出書類の書き方などを説明します。新規に申請する団体の方は、必ずいずれかの説明会に参加ください。

- ①1月14日(火) 藤岡総合支所別館2階会議室(藤岡町藤岡)
 - ②1月15日(水) 大平総合支所別館3階大会議室(大平町富田)
 - ③1月16日(木) 都賀総合支所別館2階大会議室(都賀町家中)
 - ④1月20日(月) 本庁舎3階第5会議室(入舟町)
 - ⑤1月21日(火) 西方総合支所2階会議室(西方町本城)
- ☆時間はすべて19時～

本 地域まちづくり課 ☎ 21 - 2249

	税務署による申告相談	税理士会による申告無料相談
会場	栃木商工会議所大ホール(片柳町2-1-46)	同上
開設期間	2/17(月)～3/17(月)	2/17(月)～3/12(水)
受付時間	9時～16時	9時～15時



▽土・日曜日は開設しません▽開設期間中は栃木税務署庁舎では申告相談を行いません▽会場では現金納付の窓口業務は行いません▽栃木商工会議所では電話等での問い合わせを受け付けていません▽申告会場の駐車場は、混雑が予想されます。車での来場はなるべくご遠慮ください。

税理士による確定申告無料相談

各税理士事務所、所得税の確定申告に関する無料相談を行います。税理士事務所へ事前に電話で申し込みください。(相談内容によって料金がかかることもあります。申し込みの際、確認ください。)

◆相談日 2月5日(水)
◆申込電話受付 9時30分～16時
◆公的年金等を受給されている方へ

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税及び復興特別所得税の申告が必要ありません。所得税及び復興特別所得税の還付や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

確定申告は必要ありません。所得税及び復興特別所得税の還付や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

確定申告は必要ありません。所得税及び復興特別所得税の還付や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

出もできます。 ◆平成25年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告相談及び申告書の受付を実施します。

※自動音声にしたがつて「2」を選択)へ。 復興特別所得税について 平成25年分から49年分までの各年分は、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

また、平成25年1月1日から49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。 栃木税務署 ☎ 22 - 0885

青年海外協力隊員 帰国後表訪訪問

青年海外協力隊の一員として、グアテマラ共和国で2年に渡り活躍した、本市在住の山中大子さんが帰国、9月12日に市役所を訪問されました。 山中さんは、世界で最も美しいと言われるアティトラン湖の湖畔の村々で、マヤ先住民の女性に、ミシン縫製の技術指導や工芸品の商品開発に取り組みました。 また、60人以上の縫製技術を身につけた女性達のために卒業式を行い、教育の機会に恵まれなかった女性達にとって、人生で初めての卒業式となったなど現地での活動について報告をいただきました。

今後、青年海外協力隊員の経験を生かし、より一層の活躍が期待されます。 本 生涯学習課 ☎ 21 - 2732

本 生涯学習課 ☎ 21 - 2732